

# 2019年度 日本学生支援機構奨学金 第二種奨学金（短期留学）の募集

3ヶ月以上1年以内の期間にわたって短期留学を行う学部生・大学院生を対象として、日本学生支援機構の第二種奨学金（短期留学）奨学生を募集します。

申請希望者は、学生部奨学金窓口にて所定用紙を受け取り下記の日程で申請してください。

留学開始月	申請期間
2019年4月～2019年7月	2019年1月15日(火)まで
2019年8月～2019年11月	2019年5月13日(月)まで
2019年12月～2020年3月	2019年9月10日(火)まで

申請場所：SFC 学生生活担当窓口（α館1階）

受付時間：（土日・祝日除く）9：15-11：00，12：30-16：00

詳細は学生部奨学金窓口にお問い合わせください。

## 1 申込資格

留学期間が3ヶ月以上1年以内の短期留学であること。

（ただし、学位取得のために1年以上の期間を必要とし、義塾でその学位を認める（ダブルディグリー等）場合では2年以内の留学であること）

＜上記を満たし、以下のいずれかの条件を満たす者＞

- ①義塾の学生交流に関する協定等に基づく留学であること。
- ②留学により取得した単位が、義塾の単位として認定されること。
- ③単位認定がない場合、義塾が有意義と認めた留学であること。（大学院のみ）

（注）国内の第二種奨学金を受給している場合、本奨学金と併用受給することはできないため、休止または辞退する必要があります。その他の奨学金との併用については、奨学金窓口にご相談してください。

2 申込条件 学力基準・家計基準とも、第二種奨学金の申込条件に準じます。

## 3 貸与月額

＜学部＞2～12万円から1万円単位で選択。医学部は4万円、薬学部は2万円の増額可。

＜大学院＞5・8・10・13・15万円から選択。法務研究科は4または7万円の増額可。

いずれも留学時特別増額貸与（10・20・30・40・50万円から選択）あり。

## 4 貸与期間・貸与始期および終期

日本学生支援機構で認めた留学の期間（3ヶ月以上1年以内。ただし、ダブルディグリー等の場合は2年以内までの期間）。

貸与始期は留学を開始した月、貸与終期は留学を終了した月。

※海外留学支援制度（協定派遣）、官民協働海外留学支援制度、国費・準国費との重複利用が可能です。